

平成29年度 京都府・京都市への要望と回答の概要

(文責：京親協事務局)

要 望	府回答の概要	市回答の概要
<p>I 基本的事項</p> <hr/> <p>※1 障害児者福祉施設における虐待防止対策を強化して下さい。</p> <p>① 施設職員の倫理の徹底や事業所の管理・監督体制の指導を強化して下さい。</p> <p>② 施設職員に対する障害特性や支援方法等に関する実践型研修の実施を徹底して下さい。(特に行動障害のある児者が利用する施設においては重要です。)</p> <p>③ 強度行動障害支援者養成研修の充実及び研修修了者の知的障害児者支援現場への必置義務化を図って下さい。</p> <p>④ 施設職員が誇りと余裕を持って働ける処遇改善と労働環境改善を図って下さい。</p>	<p>・虐待研修の強化、充実を図っていききたい。</p> <p>・施設職員に対する研修を今年度は毎日新聞の野沢解説員を招き実施したが、多くの施設管理者や職員に参加いただいた。今後も引き続き研修会を実施していききたい。</p> <p>・強度行動障害の方への研修は回数を倍に増やし、より多くの方々に受講してもらえ体制を構築した。これまで500名位の方々に受講してもらっている。</p> <p>・強度行動障害支援者養成については、平成29年度モデル事業として京都ライフサポート協会「あん」(木津川市)の協力を得て3名の研修を実施し一定成果を得ているが、今後も成果を共有し広めていききたい。</p>	<p>・昨年度発生した事案2件について、施設に対し抜本的改善を強く求め、入居者が安心して生活できるよう支援を行っている。また、「集団指導」において、虐待防止の取組を徹底し指導や監査で特に身体拘束や虐待防止の取組について重点的に確認している。今後も虐待を二度と起こさないよう取組を進めていききたい。</p> <p>・虐待防止は、研修の開催などで障害者虐待に対する意識向上を図っている。また、強度行動障害がある方への適切な対応もバックアップできる体制強化を検討していく。</p> <p>・処遇向上や労働環境改善は重要課題と考え、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材確保が図れるよう報酬単価の設定を国に要望していく。</p>

※2 障害福祉計画・障害児福祉計画の中で、障害児者の現状と課題を的確に把握し、障害福祉施設が充実されるようお願いいたします。また、諸施策の推進にあたっては府市の更なる連携の強化を図って下さい。

① 地域生活基盤としての障害福祉関係施設の整備と適切な施設運営ができる予算の確保をお願いします。

② 施設入所待機者の解消と在宅障害児者が安心して地域で生活できる環境整備をお願いします。また、各障害福祉サービス事業所が行っている診療、相談活動、生活介護・日中一時支援あるいは短期入所等の福祉サービス事業が充実するよう、人的・財政的援助をお願いします。

③ 国に対して「平成30年度に改定される障害福祉サービス費」が施設運営に支障をきたさない金額となるよう要望して下さい。

④ 総合支援校卒業後の受け皿が各地域に確保できるよう、数値目標を掲げて関係機関・団体等に働き掛けて下さい。

・現在障害福祉計画の改定、障害児福祉計画の策定に向けて取り組んでいる。パブリックコメントを実施し取りまとめ中。

・医療的ケア児、精神障害の方への対応、障害児者支援を充実する計画案となっている。

・24時間の相談支援体制は、地域生活支援拠点を各市町村1か所構築するよう明記し、計画的なサービスに対する整備を計画に盛り込みたい。

・計画策定の数字把握について、障害児者数は手帳ベースを基本にしている。また、府のデータや市町村実施のアンケート調査を参考にしている。

・平成30年度末までに医療的ケア児の支援として、医療、福祉、教育が連携して支援する協議の場を設けることについて、京都府では京都府障害者政策推進協議会で障害福祉計画等の協議をしているが、その下部組織に医療的ケア児等支援方策ワーキンググループ（他に在宅療養時ワーキンググループ）を組織している。そのワーキンググループが「医療、福祉、教育が連携して支援していけるような協議の場」となっており公開している。

・国は、障害児施策がこれまで遅れており、社会資源も少ないところもあり、積極的に取り組んでいると思う。

・待機解消や地域移行の観点からの施設整備は、国庫補助を活用し整備助成を進めたい。

・施設入所待機者の解消は課題であると認識している。国が掲げる地域移行の推進等で待機者を減らせるよう検討していく。

・平成30年度の報酬改定は現在厚労省で検討されており、ニーズに合うように要望していく。

・総合支援学校卒業予定者の進路は、学校の進路担当者等が連携し支援体制を整えている。今後ともバックアップしていく。

・障害（児）福祉計画の障害者数の把握は、障害者手帳と療育手帳に基づいている。また、児童福祉センターでの生活状況調査で把握。

・医療的ケア児の支援として、医療、福祉、教育が連携して支援する協議の場は平成30年度に設置予定。

<p>II 啓発・広報</p>		
<p>※1 障害者差別解消法、府いきいき条例、ヘルプマークについて、府民・事業者への周知徹底を図って下さい。 多くの障害者が利用する鉄道定期券販売所の廃止や思いやり駐車場スペースの健全者による占拠など不適切事案が後を絶たず、共生社会の実現にはほど遠い現状です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査をしたところ、府いきいき条例の認知度は10%弱で、ヘルプマークの認知度は15%弱となっており、非常に低い状況と判明した。 ・先日、差別解消法の研修会を開催し、100名位受講いただいた。今後も、地域啓発事業に取り組みたいと思っている。 ・ヘルプマークは、いろんな広報ツールを作成中で、それを活用して普及したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法のリーフレットを作成し、企業や業界団体に配付するなどのほか、メディアを通じた発信、講座の開催、市政出前トーク等で講師派遣、イベントの周知なども積極的に行っており、引き続き法や府条例について啓発し、「合理的配慮の実践」の気運の醸成が図れるよう努める。 ・ヘルプマークは、さらなる普及のため市営地下鉄・市バス優先席の窓ガラスに啓発ステッカーを表示し、車内にポスターを掲示している。また、障害者週間に関係機関と街頭啓発を実施し、平成29年度はヘルプマークについて記載のポケットティッシュを配布した。今後もヘルプマークの普及、啓発の取組を進める。
<p>III 生活支援</p>		
<p>※1 成年後見制度利用支援事業及び市民後見制度が全ての市町村で積極的に取り組まれ普及するよう図って下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村で計画を作成し、京都府がバックアップすることになっている。 ・京都府では、障害者虐待防止法が出来たときに、権利擁護支援センターを課内に設置し、そこを通じてバックアップをしている。 ・この間、市町村からの成年後見利用に関する所見や指導に対する相談が増え、また、個別事案の専門家派遣も増えてきている。 ・引き続き権利擁護支援センターを通じて対応したい。 	<p>(府あて事項)</p>

<p>※4 京都市が一部地域で取り組まれている障害者24時間相談体制事業と同趣旨の事業を、全ての障害者に対象拡大するとともに府内全ての地域に拡充して下さい。</p> <p>また、父母等、主たる介護者の緊急時に確実に対応出来る体制を整備して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針で1市町村1か所整備を目指し、京都府の計画でも1市町村1か所整備を目指しており、市町村と共同して進めたい。なお、市町村で難しい場合は圏域で1か所も考えられる。 ・相談体制は市町村で検討してもらおうが、例えば入所系施設では医師、看護師、支援員等がその施設で取組ことでよいと思っている。 ・現在4か所（京都市・舞鶴市・八幡市・南山城村）で取組、宇治市が整備中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から上京区、中京区、下京区、南区で実施の「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」の検証を踏まえ、障害のある方が安心して地域で住み続けられる相談支援体制の充実に取り組んでいく。 ・平成30年度には全市に拡大できるよう予算要望を行っている。
<p>IV 生活環境</p>		
<p>※1 高齢化社会において、施設から地域へという大きな方針の下、地域生活を送るために重要な役割を果たすグループホームの質的量的整備が不可欠です。展望のある施策の展開をお願いします。</p> <p>① グループホームの需給バランスを的確に把握し、建設を検討している事業者やグループ等に対して必要な助成をして下さい。</p> <p>② グループホーム建設の大きな障害となっている建築基準法や福祉のまちづくり条例の過度の規制の適用を弾力的にして下さい。（市街化調整区域にもグループホームが設置出来るようにして下さい。耐震性、耐火性、スプリンクラー、警報装置、スロープ、点字板等は入居者の特性に合わせて運用して下さい。）</p> <p>③ URを含む公営住宅をグループホームとして積極的に活用して下さい。</p> <p>④ 自立に繋がる生活を送るため、学齢期直後の若年者向けのグループホームの整備を図って下さい。一方、高齢期も安心して生活出来るよう、医療機関と連携したグループホームの整備を図って下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備は、計画に基づき量を確保していく予定で、市町村から平成30年度から3年間で300～400ベッドの目標数値が上がっており、達成に向けてしっかり支援していく。 ・具体的には、国の施設整備補助金を多く活用したい。しかし、国の施設整備費の充て先に地域生活支援拠点の整備も含まれ、ショートステイや生活対応等優先度の高いものが増え、以前のようにグループホームの施設整備予算を要望すれば必ず採択されることはないと思うが、基本的に3年間で300～400ベッド確保したいと考えている。 ・消防法やまちづくり条例の規制をどう緩和できるか検討したい。 ・花ノ木医療センター施設に循環型グループホームの建設運営は、施設周辺にグループホームを造ることでそれが地域なのかとなる。今、重度の方の受入施設が増えていると思う。また、グループホームは市町村が積極的に取り組んでもらう必要があり、府では施設整備補助に積極的に取り組み、市町村と相談し進めたいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームはじめ地域生活を支援する施設整備について、国庫補助を活用し整備助成を行っていく。なお、国では20名規模のグループホームを補助対象としている。 ・グループホームの事業者で過度な経済負担が生じないよう整備費補助の充実を国に対して強く要望している。なお、グループホームは「寄宿舍」に分類され法的規制がある。グループホーム整備に寄付を活用したり、賃貸方式にするなど補助金を入れずに整備の検討も必要。 ・公営住宅等のグループホームへの活用の検討は様々な課題があるが、利用促進に向けた可能性を関係機関と協議を進めていく。なお、兵庫県内で公営住宅のグループホーム化は承知している。国のマニュアルが平成22年に出ており市でも転用できないことはないと思うが、地元の受け入れ調整がハードルとなる。

<p>⑤ グループホームの夜間の職員体制が不十分です。必要な体制がとれるよう助成を拡充して下さい。特に、入居者の加齢による症状の重度化や医療的ケアの増加に見合う職員体制の充実等に必要な助成額の増加を国に強く働き掛けるとともに、実現するまでの間は独自の助成制度を創設して下さい。</p> <p>⑥ サテライトホームを利用者のニーズに合わせて長期間利用出来るようにして下さい。</p> <p>⑦ グループホームが充足するまでの措置として、公営住宅を有効活用し、ホームヘルパーなどの支援を受けながら地域で生活できるシェアハウスを整備して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国ではグループホームやショートステイの医療的ケアの報酬体系の見直しを検討している。また、京都府では医療型ショートステイの促進を平成30年度事業で実施していく。 ・グループホームが最後の住家とは思っていない。親なき後グループホームだけでは支えきれない。地域で取り組むことを検討したい。 ・地域共生社会の観点から、地域コミュニティを昔のまま取り入れると難しいと思う。隣近所、高齢者、子どもを通じコミュニティ活動体制を整えるとか地域の人が集まった絵をかいていくことが必要（モデル）。京都でやろうとしている。 ・公営住宅の活用で、他府県で実施しているのは承知している。府の現状では、府営住宅をグループホーム転用は認めていないが、今後前向きに取り組むことが必要とは思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が安心して働ける報酬水準の確保、介護職員処遇改善加算制度の対象者拡大と加算額の増加を引き続き国に要望していく。 ・サテライトホームは一般住宅等への移行支援が目的であることから、最大4年の利用となっている。今後、国の動向を注視し利用者のニーズ等の把握に努める。
<p>2 行動障害の有無に拘わらず、府内全ての地域の障害児者がショートステイを利用可能となるよう施設・態勢の整備をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援の核になる児童発達支援センターの設置促進に向け、施設整備を検討したい。 	<p>(府要望行動参加役員から確認された事項)</p>
<p>※3 地域生活を続けるために不可欠な短期入所施設の大幅な拡充をお願いします。</p> <p>① 医療的ケア対応の短期入所施設の増設、既存施設の増床並びに報酬単価の引き上げを図って下さい。また、福祉型短期入所施設で医療的ケアが受けられるよう人材育成をお願いします。</p> <p>② 府立医科大学附属北部医療センターで平成27年度から開始された急性期病院での重症心身障害児ショートステイ事業と同等の事業を府内全域に展開して下さい。</p> <p>③ 家族（介護者）の入院などの緊急時、障害児者と高齢者を抱える家族の休息などに利用出来る短期入所施設を整備して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型ショートステイについて、事業所としては8か所あるが、実際稼働している事業所は5か所。 ・障害福祉計画や来年度の施策の中でしっかりと増やしていきたいと考えている。新規事業を大幅に追加して対応していく方向で予算を組んでいる。 ・医療機関の入院病棟等身近な場所で医療型ショートステイが利用出来るように考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国で医療的ケアが必要な障害児者の受け入れの積極的支援のため、福祉型短期入所に新たな報酬区分を創設し、看護師の配置を評価するよう、短期入所の報酬や基準見直しを検討している。今後、国の動向を注視し、利用者・事業所の要望把握に努め、引き続き国に対しニーズに応じた適切な制度に向け要望していく。 ・市は家族等の緊急時に短期入所を利用出来る空床を確保し、知的障害のある方やその保護者等の福祉の向上を図るための取組を行っている。 ・医療的ケア対策は、次期プランに入れている。短期入所型開設事業は時間をかけて検討する。なお、平成28年度からの児童や29年度からの事業所への対応によるヘルパーの増に伴う介護職員の増加に対しては、

<p>※4 災害時における障害児者の安全確保施策を充実して下さい。福祉避難所に確実に入所できそして平穏に暮らせるよう、次の点について整備等をお願いします。</p> <p>① 障害特性に配慮した施設・構造・設備・機材を確保して下さい。</p> <p>② 避難所生活が不可能な障害児者にも健康面での配慮及び生活物資や情報が届く仕組みを確保して下さい。</p> <p>③ 市町村と連携して運営マニュアルを整備し、対象者を含んだ避難訓練と避難所運営訓練を実施して下さい。</p> <p>④ 災害時に相談事業所の職員に頼らざるを得ない在宅障害者を支援できるよう、相談事業所の体制強化を図って下さい。</p>	<p>・全体として災害対策については進んでいる。昨年も防災訓練に取り組んでおり、引き続きマニュアルの作成等を含め障害児者の安全確保に取り組んでいきたい。</p>	<p>・障害者向け福祉避難所は、障害者施設の協力を得て、現在74か所を事前指定している。</p> <p>・平成25年3月に京都市福祉避難所運営ガイドラインを策定し、平成29年3月に改訂して福祉避難所運営の実効性の向上に取り組んでいる。また、平成25年から京都市総合防災訓練で事前指定施設と連携した訓練を実施している。</p> <p>・避難所生活が不可能な障害児者への配慮や仕組みづくり、災害時に在宅障害者支援のための相談事業所体制強化は、防災危機管理室に必要な対応の検討を依頼していく。</p>
<p>V 教育・育成</p>		
<p>2 鳴滝総合支援校・普通科の入学資格に在宅患者を含めて下さい。</p>	<p>(市要望行動参加役員から確認された事項)</p>	<p>・障害の程度が重く医師が通学困難と認めた者や障害の状態や特性等により訪問での教育が適切と考えられる在宅の児童生徒については、地域制の総合支援学校（北、東、西、呉竹）から教員が自宅を訪問する訪問教育を実施している。</p>
<p>VII 保健・医療</p>		
<p>※2 障害児者の緊急時の診察・入院体制を構築して下さい。</p> <p>特に、在宅の重度障害児者に対し、夜間でも往診や訪問看護が出来る24時間態勢を早急に整備して下さい。大阪市の「重症心身障害児者の医療コーディネート事業」のような事業を創設して下さい。</p>	<p>・来年度は障害児福祉計画の初年度であり、また、医療的ケアの対応も懸案であるので、来年度施策、予算の中で取り組んでいきたいと考えている。</p>	<p>・市の医療安全相談窓口に係る診療拒否等の相談があった場合、医療機関へ連絡を行い、悪質と判断される場合には適宜指導を行っている。</p> <p>・急病診療所では、障害児者の付添人からの情報により夜間や休日に診療が受けられる。</p>

<p>3 医療的ケア児等コーディネーター育成研修事業に積極的に取り組むよう市町村を指導して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児のコーディネーター養成研修を府の事業として実施するよう予算計上している。 ・コーディネーターが重症心身障害児を含めた医療的ケア児のコーディネートを行った場合に、一定のケアマネージャーの報酬プラスαを創設し、丁寧なケアができればと思っている。 ・医療的ケアが必要な人を受け入れてもらうため、従事者の方の研修事業も新しく取り組むことになっている。 	<p>(府要望行動参加役員から確認された事項)</p>
<p>6 現在、約4ヶ月から2年半ほど掛かっている発達障害の診断待機期間の大幅縮減を図って下さい。</p>	<p>(市あて事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉センターや第二児童福祉センターで、児童の発達や障害に関する相談が年々増加しており待機が生じている状況にある。 ・センター内で業務改善等に取り組み、医療機関等に連携・協力を得ながら、待機期間の短縮に取り組んでいる。

